（令和六年能登半島地震に係る市町村の三月分の算定方法の特例）

第十五条　令和五年度に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号の規定によつて算定した額に、令和六年能登半島地震について、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　令和六年能登半島地震により著しい被害を受けた市町村として総務大臣が調査した市町村について、第三条第一項第一号イの表第一号一の規定に準じて算定した額。この場合において、「要する経費」とあるのは「要する経費の見込額として総務大臣が定める額」と読み替えるものとする。

二　前号の市町村について、第三条第一項第一号イの表第一号二の規定に準じて算定した額。この場合において、「総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値」とあるのは「総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの見込みの数値」と、「二三、五〇〇円」とあるのは「二三、五〇〇円（災害対策基本法第百二条第一項に規定する地方債を起こすことができると見込まれる地方公共団体として総務大臣が指定する団体（以下この号において「指定団体」という。）にあつては、六八、〇〇〇円）」と、「一七四、六〇〇円」とあるのは「一七四、六〇〇円（指定団体にあつては、四八、四〇〇円）」と、「八七、二〇〇円」とあるのは「八七、二〇〇円（指定団体にあつては、二八、四〇〇円）」と読み替えるものとする。

2　令和五年度に限り、第五条第一項第一号ロの額は、同号の規定によつて算定した額に、令和六年能登半島地震について、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　前項第一号の市町村について、同号の額に〇・五を乗じて得た額と同項第二号の額に〇・二を乗じて得た額との合算額

二　前項第一号の市町村について、国の補助金を受けて実施する災害等廃棄物処理事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費の見込額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（令和六年能登半島地震に係る市町村の三月分の算定方法の特例）

第十五条　令和五年度に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号の規定によつて算定した額に、令和六年能登半島地震について、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　令和六年能登半島地震により著しい被害を受けた市町村として総務大臣が調査した市町村について、第三条第一項第一号イの表第一号一の規定に準じて算定した額。この場合において、「要する経費」とあるのは「要する経費の見込額として総務大臣が定める額」と読み替えるものとする。

二　前号の市町村について、第三条第一項第一号イの表第一号二の規定に準じて算定した額。この場合において、「総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値」とあるのは「総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値の見込額」と読み替えるものとする。

2　令和五年度に限り、第五条第一項第一号ロの額は、同号の規定によつて算定した額に、令和六年能登半島地震について、前項第一号の市町村においては、同号の額に〇・五を乗じて得た額と同項第二号の額に〇・二を乗じて得た額との合算額を加えた額とする。

［新設］

［新設］

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第九号

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）第六条第一項及び第十条の規定に基づき、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十一日

法務大臣　小泉　龍司

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律施行規則（平成二十五年法務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。